

○厚生労働省告示第百三十四号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月七日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
東北生活文化大学家政学部家政学科健康栄養学専攻食品衛生課程 宮城県仙台市泉区虹の丘一丁目十八番地の二	平成二十三年二月二十八日
仁愛大学人間生活学部健康栄養学科 福井県越前市大手町三字一番地一	
常磐大学人間科学部健康栄養学科 茨城県水戸市見和一丁目四百三十番地の一	平成二十三年三月十四日
東京農業大学応用生物科学部栄養科学科食品栄養学専攻	

東京都世田谷区桜丘一丁目一番一号